

優良企業向け

マル優長期

超長期の保証制度

ができました!

将来へ向けて
次の一步を
踏み出しませんか?

現在、経営は安定しており、また、資金繰りにも困っていないが、今後の企業維持、事業伸展のために経営基盤を強化したい。あるいは、次のステップに進むための一手を打ちたい。

「優良企業経営基盤安定保証」はそのような方のための超長期、低コストの保証制度です。

設備投資、借入金一本化、手元資金確保等ニーズに合わせてご活用ください。

※どうやって次のステップへ進んだらいいかのアイデアが欲しい方等は、**専門家派遣事業**（協会の費用負担により課題に応じた専門家を原則5回派遣）の活用もご検討ください。

優良企業経営基盤安定保証

金額 **2億円以内**

期間 **20年以内**
(内据置2年以内)

保証料 **通常より10%割引**
(さらに会計割引・担保割引あり)

本制度の詳しい内容については、信用保証協会又はお取引金融機関にお気軽にお問い合わせください

長崎県信用保証協会

■本所保証課 長崎市桜町4番1号 TEL 095 (822) 9173

<http://www.cgc-nagasaki.or.jp/>

■佐世保支所保証課 佐世保市常盤町2番17号 TEL 0956 (23) 3295

詳しくは裏面をご覧ください

【こんな方にお勧め】

- 現状、経営は安定しているが、今後の企業維持・発展のためには資金の確保が必要！
- 低コスト、超長期で事業資金を調達したい！
- 経営基盤強化や事業伸展を図るために設備投資を行いたい！

【ご利用いただける方】

県内に住居(法人の場合は本店)または事業所を有する中小企業者(組合を除く)であって、次の(1)～(3)のすべての要件に該当する方を対象とします。

※士業法人(弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等)も対象になります。

(1)同一事業の業歴が2年以上で、2期以上の決算を行っていること。

※個人の場合は、確定申告が青色申告で貸借対照表を作成していること。

(2)中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会のスコアリングによる申込直前期決算のCRD評点が、協会所定の基準以上であること。

(3)申込金融機関との与信取引または預金取引が1年以上あること。

※法人の場合は、代表者との取引で差し支えありません。

【制度の概要】

保証限度	一企業 2億円以内
対象資金	経営基盤の安定に必要な運転資金及び設備資金 ※既保証付き借入の借換えも対象となりますが、保証付き借入金の返済資金は、貸付金額の50%以内とします。
保証期間	20年以内(うち据置 2年以内)
貸付形式	証書貸付
返済方法	原則として均等分割返済
担保	必要に応じ徴求します。 ただし、保証期間10年超のときは、原則として担保を徴求します。
保証人	原則として法人代表者以外不要
貸付利率	金融機関所定利率

【保証利率】

①一般の基準料率から10%割り引きます。

CRD区分	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.0%	0.80%	0.60%	0.45%
適用料率	0.90%	0.72%	0.54%	0.405%

②担保の提供がある場合は、担保割引(△0.1%)を適用します。

③次のいずれかに該当する場合は、会計割引(△0.1%)を適用します。

- 申込人が会社(株式、特例有限、合名、合資、合同及び士業法人)であって、「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について準拠されていることが確認できた場合
- 会計参与を設置していることを登記により確認できた場合

本制度の詳しい内容については、信用保証協会又はお取引金融機関にお気軽にお問い合わせください

長崎県信用保証協会

<http://www.cgc-nagasaki.or.jp/>

■本所保証課 長崎市桜町4番1号 Tel. 095 (822) 9173
■佐世保支所保証課 佐世保市常盤町2番17号 Tel. 0956 (23) 3295

【取扱金融機関】